

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ ○
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）
一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第二百六十四号）（抄）

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分を有する一般国道で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

別表

路線名

指定期間

				百一号
				青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釩迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九からつがる市柏稻盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稻盛岡本三百八十四番六まで（同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸を経て同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十番二まで及び秋田市金足岩瀬字小川瀬三十一番一から同市八橋南二丁目二百三十三番九十八まで
		百四号		八戸市長苗代二丁目二十六番九から青森県三戸郡三戸町大字川守田字大清水四番五まで
		百八号		石巻市蛇田字下中坪三十三番六から大崎市鳴子温泉字新屋敷十八番八まで及び湯沢市横堀字六郎川原六十八番四十九から同市上院内字釜ノ上十四番一まで
		百十二号		山形市飯田西四丁目四百四十一番五から鶴岡市美咲町二十番二十五まで（山形県西村山郡西川町大字月山沢字上野二百四十一番二百三十五から同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百十六林班く小班、同町大字月山沢外三字月山外十八国有林百十二林班ろ小班、鶴岡市田麦俣字六十里山国有林七十五林班そ小班、同市田麦俣字六十里山国有林七十五林班い小班、同市田麦俣字六十里山国有林七十二林班れ小班、同市田麦俣字六十里山国有林七十二林班に小班及び同市田麦俣字六十里山国有林七十一林班に小班を経て同市田麦俣字清水尻九十二番までを除く。）
		百十三号		新潟市中央区本町通七番町千五十四番二から同区万代二丁目二千四百五十二番九まで及び村上市坂町字笹谷三千五百二十八番三から南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一まで
		百十六号		柏崎市大字長崎字本合四百五十七番の二から新潟市中央区本町通七番町千五十四番二まで
		百二十六号		山武市松尾町谷津字平台百三十番三から東金市丹尾字千眼下四十番六まで及び同市大字台方字五根倉千二十六番一から千葉市中央区中央一丁目六番十まで
		百二十七号		館山市北条字八下地七百二番五から木更津市桜井字内田十四番の三まで
百三十八号				富士吉田市上吉田七丁目六百六十九番一から御殿場市東山字石橋二百八十五番三まで及び神奈川県足柄下郡箱根町湯本字三枚

					橋九百二十三番一から小田原市本町一丁目百十五番四まで
百三十九号	百五十三号	百五十五号	百五十六号	百五十七号	名古屋市天白区植田西三丁目千百二十四番から飯田市鼎東鼎百三十六番六まで
百六十号	百五十九号	百五十八号	百五十九号	金沢市青草町八十八番から白山市白山町二百六十三番まで	岐阜市茜部新所一丁目二十三番から郡上市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬七十一番八から高岡市上四屋六百六十三番の一まで
百六十一号	七尾市川原町十八番から金沢市青草町八十八番まで	福井市重立町三十字上沖田二十六番五から福井県吉田郡永平寺町谷口四十八字堂谷四番一まで、同町牧福島四十字上間墨四十一番四から大野市横枕二字大水口六番一まで、同市東市布武壱字鮭ヶ洞一番一から郡上市白鳥町為真字小向イ千九百十四番一まで（大野市東市布武壱字鮭ヶ洞一番一から同市東市布武〇字阪ノ谷一番一、郡上市白鳥町向小駄良字向平千二百五十四番二、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番百七、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番四百九十四、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百五十八、同市白鳥町向小駄良字大藤路千二百五十三番二百十一及び同市白鳥町向小駄良字藤路洞千二百四十九番一を経て同市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二までを除く。）、郡上市白鳥町向小駄良字下モ巾六十五番二から同市白鳥町向小駄良字内田七百七十五番二まで及び高山市清見町夏厩字西ヶ洞千百七十七番三から同市上切町九百二番一まで（同市清見町夏厩字クゴタ千百五十番一から同市清見町夏厩字野首九百四十二番六、同市清見町夏厩字北平五百九十七番一及び同市清見町牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六を経て同市清見町牧ヶ洞字中島二千百三十八番一までを除く。）			

二百五十四号	東京都文京区本郷二丁目三百六番二十七から同都練馬区旭町三丁目五百六十四番一まで及び川越市新宿町二丁目十九番の一から同市大字大仙波字弁天前三百二十八番の一まで
二百五十八号	大垣市楽田町一丁目六十八番一から桑名市大字小貝須字柳原四百六十番一まで
二百七十一号	小田原市板橋字五反歩二百九十二番三から厚木市酒井字原田二百三十八番九まで
二百八十三号	釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から遠野市上郷町平野原三地割二十番二まで（釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から市甲子町第一地割九十番二十二を経て遠野市上郷町平野原三地割二十番二までを除く。）
二百九十八号	和光市新倉七丁目千六百三十九番一から市川市高谷二千十八番一まで
三百二号	名古屋市中川区富田町大字江松字長池百三十七番から清須市春日長久寺九十九番一及び名古屋市緑区有松南百一番一を経て同市中川区富田町大字江松字長池百三十七番まで
三百十七号	今治市矢田字菅ヶ谷甲百五十番から尾道市高須町字持江山五百九十七番まで（今治市片山二丁目二百三十八番三から同市常盤町四丁目二番一、同市高部字馴合甲四百二十番一、同市波止浜四丁目七百二十二番一、同市吉海町棕名千六十六番二、同市吉海町名四千五百九十七番一、同市吉海町名三千六百二十一番一、同市吉海町八幡百六十七番二地先、同市宮窪町宮窪三千六百八十八番一、同市宮窪町宮窪二千八百二十二番二、同市伯方町木浦字梅乙七百八十六番、同市伯方町叶浦字新浜甲千六百六十八番二十四地先、同市伯方町叶浦字新浜甲千六百六十八番十五地先、同市伯方町伊方字滑口甲二千六十七番一、同市伯方町伊方字児島甲二千二百十五番一、同市伯方町伊方字保木谷甲二千二百二十八番及び同市伯方町伊方字保木谷乙三百七十六番を経て同市伯方町伊方字瀬ノ奥乙四百九十三番一まで、同市伯方町伊方字中洲甲千九百三十七番一から同市伯方町伊方字小熊口乙百九番六まで並びに同市上浦町瀬戸四千五百八十五番二から同市上浦町瀬戸四千九十六番一、同市上浦町甘崎三十八番一、同市上浦町井口七千六百二十一番一、同市上浦町井口五千二百八十四番四、尾道市瀬戸田町垂水字天神西千二百四十一番二、同市瀬戸田町荻字向井山七百八十一番一、同市瀬戸田町荻字相田原千百九十八番一、同市因島洲江町字大高下千七百八十六番、同市因島田熊町字竹長新開四千五百三十三番四、同市因島田熊町字船附四千七百九十六番一、同市因島中庄町字掛ノ鼻千九百八十三番九、同市因島中庄町字油屋新開リ印四千七百三番一、同市因島大浜町字椎木四十七番二、同市向島町字一ト町田一万六千四十六番、同市向島町字餅之木谷六千八百六十番七、同市向島町字黄幡谷七千九十三番一、同市向島町字七軒島五千五百五十七番七十九、同市向東町字二文堂十三番三、同市向東町字西谷五六番二、同市向東町字龜山六百三十五番十一、同市山波町字大山沖五百二十二番二及び同市山波町字坊士下二千八百七十番一を経て同市尾崎本町甲二百七十八番一までを除く。）

四百七十号								村新田字柳作七百十七番の二まで
四百七十四号								輪島市杉平町四十一番三から石川県鳳珠郡穴水町字宇留地ヶ九十八番まで及び七尾市千野町二十七番から小矢部市水島二千百四十九番二まで
四百七十五号								飯田市山本三千七百六十二番二から同市上村百三十八番十四まで、同市南信濃八重河内千三十七番三から浜松市天竜区水窪町奥領家五千百二十四番二まで及び同区佐久間町川合七百八十七番二から同市北区引佐町東黒田字桑田二百六十三番三まで
四百七十八号								豊田市琴平町宮久後六百八十五番一から四日市市北山町字中ノ山千九百二十五番一まで
四百八十一号								綾部市七百石町中溝十三番から京都府久世郡久御山町大字森小字中内七十六番一まで
四百八十三号								泉佐野市泉州空港北一番二から同市高松南二丁目六千五百五十三番一まで
四百九十七号								豊岡市戸牧字畠ヶ中千八百三十番二から朝来市山東町柴字上ヶ谷六十七番一まで及び丹波市青垣町遠坂字葉垣千百八番一から同市春日町七日市八百七番まで
五百六号								福岡市西区拾六町一丁目二百五十番六から糸島市東字 스스町三百三十九番まで及び同市二丈鹿家字白石二千五百十五番十七から武雄市東川登町大字袴野字宮市一万百四十七番一まで
								那霸市字鏡水水溜屋原千十一番一から沖縄県中頭郡西原町字池田我喜又四百八番一まで